

報告第 13 号

繰越計算書について

令和 6 年度三次市下水道事業会計予算の繰越額は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 13 日提出

三次市長 福岡 誠 志

令和 6 年度 三次市下水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						国庫支出金	企業債	他会計 負担金	工事負担金	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	下水道処理場整備 事業 (委託料)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			170,565,000	128,617,200	15,700,000	7,850,000	7,800,000	0	0	50,000	0	0	「三次市公共 下水道南畑敷 ポンプ場の建 設工事委託に 関する協定」 に係る建設工 事の入札不調 により実施設 計の変更が必 要となり年度 内完了が困難 となったこと から工期を確 保するため繰 越する。
合 計			170,565,000	128,617,200	15,700,000	7,850,000	7,800,000	0	0	50,000	0	0	